

# 令和6年度

## 「土地改良補償業務管理者（補）」資格試験問題

目 次	
問題1（択一式）	1頁
問題2（択一式）	9頁
問題3（択一式）	21頁



(令和6年度)

# 問題 1

**(注意事項)**

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。



**問題 1 土地改良事業の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。**

**(問 1) 農業農村整備事業に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 農業農村整備事業は、食育や地産地消、国産農作物の消費拡大、和食文化の保護・継承を推進する事業の総称である
- 2 農業農村整備事業は、農業を支援するため、農業用水の確保、営農条件の改善、農村の環境整備などを行っている事業の総称である。
- 3 農業農村整備事業は、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる国づくりを推進し、我が国の健全な発展に資するために行っている事業の総称である。
- 4 農業農村整備事業は、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するために行っている事業の総称である。

**(問 2) 土地改良長期計画に関する記述のうち、(A)～(D)に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。**

政策課題である「生産基盤の強化による農業の成長産業化」のため、政策目標として(A)への農地の(B)、(C)の推進による(D)を通じた農業競争力の強化を挙げている。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	激甚化する災害	集積・集約化	産地形成	生産コスト削減
2	担い手	強靱化	スマート農業	産地収益力の向上
3	激甚化する災害	強靱化	産地形成	産地収益力の向上
4	担い手	集積・集約化	スマート農業	生産コスト削減

**(問3) 農業農村整備事業の実施の仕組みに関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 事業の実施は農家の申請と同意を基本としているが、全ての事業において農家が費用を負担することはない。
- 2 事業の採択前から完了後に至るまで、事業評価を体系的に実施し、必要に応じて事業の見直しを行っている。
- 3 実施手続きにおいて、地域住民、市町村、都道府県、更には学識経験者など幅広い関係者の意向を反映する仕組みとなっている。
- 4 事業の規模や性格に応じて、国、都道府県、市町村、土地改良区等が適切に役割分担し、事業を実施している。

**(問4) 農業用水路のパイプライン化に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 パイプライン化とは場の水管理の自動化は、自動的に所要水位が確保されるため、必要水量だけを供給する節水型の水利用管理が実現する。
- 2 パイプライン化は農家による需要主導型の水利用システムが構築されるため、水利用の自由度が高まり水管理労力の抜本的な改善等が図られる。
- 3 水稻栽培における経営規模拡大を妨げる要因として、小区画で分散された水田と、パイプライン化に伴う自動給水装置の設置が挙げられる。
- 4 パイプラインによる農業用水の送水・配水の特徴として、用水量の節約、水管理の容易性、用地費の節約、水質の保全、水圧の有効利用などが挙げられる。

**(問5) 農道整備による効果に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 生産者の視点では、農作業の機械化、ほ場内作業の能率向上、産物の商品化率向上が挙げられる。
- 2 生産者の視点では、ほ場の整備とは関係なく、経営規模の拡大や生産コストの低減の実現が挙げられる。
- 3 消費者の視点では、農産物流通の合理化、農産物の品質向上が挙げられる。
- 4 地域住民の視点では、通勤や通学など交通の利便性向上、救急や消防などの暮らしの安全性向上が挙げられる。

**(問6) 農業水利施設のストックマネジメントに関する記述のうち、(A)～(D)に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。**

ストックマネジメントとは、定期的な(A)及び継続的な(B)に基づく適時・適切な(C)を通じて、リスク管理を行いつつ、施設の(D)とLCC(ライフサイクルコスト)の低減を図る技術体系及び管理手法の総称である。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	機能診断	性能低下予測	リスクコミュニケーション	長寿命化
2	劣化要因の特定	性能低下予測	機能保全対策	耐震化
3	機能診断	施設監視	機能保全対策	長寿命化
4	劣化要因の特定	施設監視	リスクコミュニケーション	耐震化

**(問7) 土地改良法の目的及び原則に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 土地改良法は、農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農村と都市の健全な発展を図ることを目的としている。
- 2 土地改良法は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めている。
- 3 土地改良事業は、事業実施区域及び周辺の環境に対して一定の負荷を与える可能性を有するものであり、多額の公共投資を伴うものである。
- 4 土地改良事業は、事業実施に当たって環境との調和に配慮しつつ、国土資源を総合的に開発し保全するとともに、国民経済の発展に適合するものでなければならない。

**(問8) 土地改良事業の種類に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 農用地の保全又は利用上必要な施設である階段工、土留工、防風林の新設、管理、廃止又は変更も土地改良事業である。
- 2 災害復旧には、津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のために必要な事業が含まれる。
- 3 農用地の集団化に資する換地制度と交換分合制度が土地改良法に定められているが、交換分合制度は土地改良事業であるが、換地制度は土地改良事業ではない。
- 4 農用地の区画形質の変更の事業に附帯する農用地の造成の工事を行う場合には、農用地の造成に係る手続を必ず経る必要がある。

**(問 9) 土地改良事業の基本的要件に関する記述のうち、(A)～(D)に当てはまる組合せとして、適当なものはどれか。**

- ・土地改良事業の施行に係る地域の(A)の向上に資するためその事業が必要であること。
- ・土地改良事業の施行が(B)に可能であること。
- ・土地改良事業の全ての(C)がその全ての費用を償うこと。
- ・土地改良事業に要する受益者負担金が、(D)からみて相当と認められる負担能力の限度を超えないこと。

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	農業の生産性	技術的	効用	農業経営
2	農業の生産性	経済的	機能	総所得額
3	農村環境	技術的	機能	総所得額
4	農村環境	経済的	効用	農業経営

**(問 10) 土地改良事業の参加資格(3条資格者)に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 農用地の賃借地については、原則として使用収益権者が3条資格者になる。
- 2 農用地の使用貸借地については、原則として所有者が3条資格者になる。
- 3 非農用地については、使用収益権者がいる場合であっても、原則として所有者が3条資格者となる。
- 4 参加資格の具体的内容は、土地改良事業の開始、変更等について賛否の表示をし、土地改良区の組合員となること等である。

**(問 11) 土地改良事業の実施手続き等に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 国営、都道府県営及び市町村営土地改良事業の申請人は、あらかじめ計画の概要を公告し縦覧に供して地域住民の意見聴取を行わなければならない。
- 2 土地改良事業は、農業の生産性の向上に資するものであることから、国営、都道府県営土地改良事業についても必ず15人以上の事業参加資格者の申請によって行われる。
- 3 市町村は、農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を国又は都道府県が行うこととして申請することができる。
- 4 農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地については、農業者からの申請によらず国又は都道府県が土地改良事業を行うことができる。



**(問 12) 土地改良財産の定義等に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 土地改良財産の管理とは、維持、保存及び運用をいうものとされており、これらのためにする改築、追加工事等も含まれる。
- 2 国営土地改良事業のために取得した流水占用権等のいわゆる水利権は、水の使用に関する権利に該当しないことから、土地改良財産とはならない。
- 3 国営土地改良事業の実施に必要となる事業所庁舎及びこれらの敷地は土地改良財産とはならない。
- 4 国営土地改良事業によって生じた工作物及び取得した土地は土地改良財産となるが、滅失のおそれがある防風林は土地改良財産とはならない。

**(問 13) 国営造成施設の維持管理形態に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 国営造成施設の管理には、委託管理、譲与管理及び直轄管理の3つの形態があるが、直轄管理は高度な公共性を有する等特殊な施設に限られている。
- 2 国営造成施設の管理を委託したときには、国は従来有していた管理権限を全く失うわけではなく、管理受託者による管理作用を監督する権限と責任を有する。
- 3 基幹的な国営造成施設以外の施設については、用途を廃止したときは国に返還することを条件に、都道府県、市町村、土地改良区、に譲与することができる。
- 4 基幹的な国営造成施設とは、ダム及びため池並びにえん堤（ダムを除く。）、水路及び揚水施設であって農林水産大臣が指定するものとなっている。

**(問 14) 土地改良財産の管理及び処分の態様等に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 金銭補償に代えて、国営土地改良事業の一部として行う工事によって生じた土地改良財産である工作物その他の物件を被補償者に譲与することができる。
- 2 土地改良区において、管理の費用を負担した基幹的な土地改良施設を構成する土地改良財産である土地等を、その負担した費用の範囲内で当該土地改良区に譲与することができる。
- 3 土地改良区の寄附に係る土地改良財産について、その用途を廃止したときは、寄附を受けた年数の経過に関わらず当該土地改良区に譲与することができる。
- 4 公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要がある場合には、すべての土地改良財産を対象に、本来の用途又は目的を妨げない限度において、当該事業を行う者に対して共有持分を与えることができる。

**(問 15) 土地改良財産の他目的使用等に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用させることはできるが、収益させることはできない。
- 2 土地改良財産の他目的使用等の期限は、管理を委託している場合にあっては原則として5年を超えることができず、また、未委託の場合にあっては原則として3年を超えることができない。
- 3 土地改良財産である農業用排水施設を発電、水道等他の利水の用に供させる場合は、他目的使用等に係る施設の建設費負担相当額及び維持管理費負担額を徴収する。
- 4 管理を委託した土地改良財産を、第三者に他目的使用等させることによって生ずる使用料等の収入は、施設を造成した国営土地改良事業に係る建設費負担割合に応じて按分し、国及び国以外の負担者の負担割合に応じて徴収する。

(令和 6 年度)

## 問 題 2

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。



**問題 2 土地改良補償要綱、公共補償基準要綱及び事業損失の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。**

**(問 1) 土地改良補償要綱第 2 条に規定する語句の定義等に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 土地等とは、土地のほか土地収用法第 5 条に掲げる権利等であり、物権である地上権、永小作権及び地役権等はこれに含まれるが、債権である賃借権、使用借権は含まれない。
- 2 権利とは、民法その他の法律により権利として認められているもののほか、永年にわたって反復継続して営まれている実態から社会通念上権利として認められる程度にまで成熟した慣習上の利益を含むが、単なる反射的利益を享受している場合は含まれない。
- 3 土地等の取得とは、土地、土地に定着する物件及び土石砂れきの所有権の取得並びに土地収用法第 5 条に掲げる権利の消滅及び当該権利の制限をいう。
- 4 土地等に含まれる土地収用法第 7 条に掲げる土石砂れきには、採掘により土地から分離され動産の形態をなしているものも含まれる。

**(問 2) 土地改良補償要綱第 8 条及び第 9 条に規定する土地の補償額算定の基本原則及び土地の正常な取引価格に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 下水処理場の設置が予定されることにより土地の取得価格が低下した場合は、当該施設の影響がなかったものとして、従前の状況から予想される正常な取引価格により補償する。
- 2 取得する土地に建物その他の物件があるときは、当該物件がないものとしての当該土地の正常な取引価格により補償する。
- 3 正常な取引価格を定める場合においては、土地所有者がその土地に対して有する主観的な感情価値及び土地所有者又は特定の第三者がその土地を特別の用途に用いることを前提として生ずる価値は考慮しない。
- 4 土地価格の具体的評価に当たっては、不動産鑑定評価基準でいう収益性を考慮した収益還元法を基準とし、それに市場性を考慮した取引事例比較法を加味して算定する。

**(問 3) 土地改良補償要綱第 11 条から第 14 条に規定する土地に関する所有権以外の権利の消滅に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 補償の対象となる所有権以外の権利の種類としては、地上権、永小作権、地役権の他抵当権及び質権等の権利であるが、入会権は権利者を特定しにくいため補償の対象にはならない。
- 2 使用貸借による権利に対する補償は、当該権利が賃借権であるものとして算定した正常な取引価格と同程度とする。
- 3 取得する土地に地上権、永小作権及び地役権が設定されている場合は、当該権利を消滅させるものとして、その補償額は近傍類地の同種の権利の正常な取引価格を基準として算定する。
- 4 土地について、20 年以上の長期にわたり占有を継続している場合は、本権と分離して占有権も補償の対象となる。

**(問 4) 土地改良補償要綱第 15 条に規定する建物等の取得に係る補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 取引事例がない建物その他の工作物を取得する場合は、建物にあつては当該建物の推定再建築費を、その他の工作物にあつては当該工作物の推定再建設費をもって補償する。
- 2 取引事例がない伐期未到達で市場価格を有する立木を取得するときは、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額を補償する。
- 3 立木を取得する場合の補償額の算定は、立木の伐採補償額の算定過程において算定される立木価格では補償することはできない。
- 4 取得する土地に存する人工の用材林の立木であつて、当該立木に通常必要とされる管理が適正に行われていないと認められる場合は、当該立木を取得することはできない。

**(問5) 土地改良補償要綱第18条に規定する漁業権等の消滅に係る補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 漁業権の消滅に係る補償を受けられる者は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は定置漁業、区画漁業及び共同漁業について許可を受けている者である。
- 2 漁業権等の消滅とは、事業の施行により当該権利等に係る漁場の全部又は一部について漁業権等の行使ができなくなることをいう。
- 3 平均年間純収益は、豊凶の著しい年を除いた評価時前3か年ないし5か年の平均魚種別漁獲量に魚価を乗じて得た平均年間総漁獲額から、平均年間経営費を控除して得た額とする。
- 4 消滅させる漁業権等に対しては、当該権利を行使することによって得られる平年の純収益を資本還元した額を補償する。

**(問6) 土地改良補償要綱第22条、第23条及び第23条の2に規定する土地等の使用に係る補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 土地を使用する権利としては、土地の使用貸借契約に基づく権利及び土地の賃貸借契約に基づく権利等であり、地上権及び地役権は当該権利の内容から土地を使用する権利には含まれない。
- 2 正常な地代又は借賃は、使用する土地及び近傍類地の地代又は借賃に、これらの土地の使用に関する契約が締結された事情、時期等を考慮して適正な補正を加えた額を基準とする。
- 3 土地の使用において、その期間が3年を超える場合で、当該土地の所有者から取得の請求があったときは当該土地を取得することができる。
- 4 賃借り事例のある農地の正常な地代又は借賃を算定する場合は、使用する農地の正常な取引価格に6パーセントを乗じた額を1年間の地代又は借賃の参考とする。

**(問 7) 土地改良補償要綱第 26 条に規定する建物等の移転料に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 建物の移転工法における再築工法に構内再築工法があるが、この工法は、残地に従前の建物と同種同等の建物又は従前の建物に照応する建物を建築することが合理的と認められる場合に採用する工法である。
- 2 建物の移転工法としては、再築工法、曳家工法、改造工法、復元工法及び除却工法があるが、建物の構造及び用途により移転工法が異なるので、はじめに当該建物に最適な移転工法を認定し、次に通常妥当と認められる移転先を選定する。
- 3 建物等の移転に伴い木造の建築物に代えて耐火建築物を建築する等の建築基準法その他の法令の規定に基づき必要とされる既設の施設の改善に要する費用は、当該建物所有者の請求により移転料に加えて補償する。
- 4 建物の移転工法における改造工法は、建物の一部を切り取っても従前の機能にほとんど影響を与えないと認められる場合、又は建物を再現する必要がないと認められる場合に認定する工法である。

**(問 8) 土地改良補償要綱第 29 条に規定する動産移転料に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 屋内動産とは、金庫、据付けをしていない機械器具、薪炭及び石炭等の動産で、容積及び重量で台数積算して取り扱うことが適当なものをいう。
- 2 土地等を使用する場合で、使用終了後に従前地に移転する動産に対する補償の額は、当該土地等の使用前に補償した動産の移転料と同額として、当該土地等の使用終了後に契約を締結して補償する。
- 3 土地等の取得又は使用に伴い移転する動産の移転料については、通常妥当と認められる移転先に通常妥当と認められる移転方法によって移転に要する費用を補償するものであるが、取扱いの困難な動産については特殊経費を加算することができる。
- 4 一般動産の移転費は、建物の占有面積及びその収容状況を調査し、地域における標準的な一般貨物自動車の運賃により算定する。



**(問 9) 土地改良補償要綱第 3 4 条に規定する祭し料に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 土地等の取得又は土地等の使用に伴い神社、仏閣、教会等の宗教上の施設を移転し、又は墳墓について改葬を行うときは、移転又は改葬に伴う供養・祭礼等の宗教上の儀式に通常要する費用を補償する。
- 2 神社の遷座祭典に要する費用には、僧侶の奉仕料、供物料及び法要費を必要とするが、仏閣の移転料には、神官の謝礼金、神饌料及び奉祝費が必要となり、これらの費用については宗教上の慣行等により、通常行われている程度に応じて補償する。
- 3 宗教上の施設であっても、神官、僧侶、牧師等が専ら住居の用に供している建物を移転させる場合は、通常の移転として取扱い、祭し料は補償しない。
- 4 個々の墳墓の改葬に伴う弔祭料は、読経供養費、供花供物費その他通常必要な費用を適正に算定する。

**(問 10) 土地改良補償要綱第 3 5 条に規定する移転雑費に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 土地等の取得又は使用に伴い建物等を移転する場合は、移転先又は代替地等の選定に要する費用、法令上の手続きに要する費用、転居通知費、移転旅費その他の雑費を補償する。
- 2 移転先又は代替地等選定に要する費用には、建物等の所有者等が自ら移転先を選定する「自己選定の場合」と、建物等の所有者等が宅地建物取引業者に依頼して選定する「業者選定の場合」があるが、いずれの場合も補償額は同額となる。
- 3 法令上の手続きに要する費用には、建物の登記に要する費用も含まれ、移転を要する建物が保存登記されている場合は、当該建物の滅失登記並びに移転した建物の表示の登記、保存登記に要する費用及びこれらの登記の登録免許税相当額も含まれる。
- 4 転居通知費、移転旅費その他の雑費には、書状による転居通知の費用、地域の慣習による引越挨拶のための物品の購入費用及び世帯人数に応じた移転のための交通費及び日当等が含まれる。

**(問 11) 土地改良補償要綱第 36 条に規定する立木の移植補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 立木を移植することが相当であると認められるときは、掘起し、運搬、植付け等の移植に通常必要とする費用は補償に含まれるが、移植に伴う枯損等の損失は補償に含まれない。
- 2 移植が可能な立木の場合は、当該立木を移植するために通常要する費用の補償額が、当該立木の伐採に係る補償額を超える場合においても、伐採補償を採用することはできない。
- 3 庭木以外の立木を移植することが相当であると認められるときとは、当該立木の移植補償額が当該立木の取得価格を超えないときとする。
- 4 収穫樹の移植に伴い収穫量の減少が生じたときは、当該収穫樹の所有者の請求により移植後に減収相当額の補償を行う。

**(問 12) 土地改良補償要綱第 37 条に規定する用材林及び薪炭林の立木の伐採補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 伐期未到達立木であって、市場価格のあるものについては、伐期における当該立木の価格の前価額と現在から伐期までの純収益の前価合計額との合計額から、当該立木の現在価格を控除した額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額を補償する。
- 2 伐期未到達立木であって、市場価格のない人工林については、現在までに要した経費の後価合計額から、現在までの収益の後価合計額を控除した額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 3 伐期未到達立木であって、市場価格のない天然生林については、伐期における当該立木の価格の前価額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 4 薪炭林の台木については、将来の各伐期における推定純収益の前価合計額を補償する。

**(問 13) 土地改良補償要綱第 38 条に規定する果樹等の収穫樹の伐採補償に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 果樹等の収穫樹を伐採補償するときは、果樹等の収穫樹の伐採徐却に通常要する費用相当額を補償できるが、当該収穫樹を廃材として処分する費用は補償できない。
- 2 果樹等の収穫樹を伐採するときは、当該立木の正常な取引価格と伐採除却に通常要する費用相当額との合計額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 3 取引事例がない果樹等の収穫樹で未収益樹を伐採するときは、伐採後の残存効用年数に対する純収益の前価合計額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。
- 4 取引事例がない果樹等の収穫樹で収益樹を伐採するときは、現在までに要した経費の後価合計額に伐採除却に通常要する費用相当額を加算した額から、伐採により発生した材料の価格を控除した額を補償する。

**(問 14) 土地改良補償要綱第 39 条の 2 に規定する庭木等の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 庭木等を伐採することが相当であると認められるときの補償は、当該庭木等の正常な取引価格と伐採除却に要する費用相当額との合計額から伐採により発生する材料の価格を控除した額とする。
- 2 土地等の取得又は使用に伴い残地に庭木等が存することとなる場合において、建物等を移転することに伴い当該庭木等を移転することが相当であると認められるときは、当該庭木等を移転するのに要する費用を補償する。
- 3 庭木等を伐採することが相当であると認められるときであっても、移植補償との経済比較は常に行う必要がある。
- 4 防風、防雪等の効用を有する庭木等を伐採することが相当であると認められるときの補償は、当該庭木等の正常な取引価格に代えて、当該効用を代替する工作物の設置に要する費用に代えることができる。

**(問 15) 土地改良補償要綱第 4 4 条に規定する農業休止の補償に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 農業休止の補償における休止期間中の所得減の算定方法は、休止前の所得相当額から休止後においても得られる予想所得相当額を控除する。
- 2 土地等の使用に伴い通常農業を一時休止する必要があると認められるときは、休止期間中の固定的経費と休止期間中の所得減を補償する。
- 3 所得相当額は、農業粗収入から農業経営費を控除した額となるが、農業経営費には自家労働の評価額は含まれない。
- 4 農業休止の補償における休止期間中の固定的な経費とは、公租公課、施設の減価償却費等であり、公租公課には固定資産税、自動車税のほか所得税及び登録免許税も含まれる。

**(問 16) 公共補償基準要綱第 6 条に規定する既存公共施設等に対する補償の原則及び第 11 条に規定する維持管理費に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 既存公共施設等と異なる種類の施設による機能回復は、技術的、経済的にみて合理的と認められるときに限り、異種施設により行うことができる。
- 2 既存公共施設等の機能回復を同種施設により行う場合の維持管理費の増加分とは、既存公共施設等の維持管理費から同種施設の維持管理費を控除した額をいう。
- 3 既存公共施設等の機能回復を異種施設により行う場合において、当該既存公共施設等及び異種施設の種類、状態に応じて、適正かつ合理的な一定期間中の維持管理費の増加分を補償することができる。
- 4 公共事業の施行によりその機能を廃止し、又は休止することが必要となる起業地内の既存公共施設等に対する補償は、機能回復が図られるよう行わなければならない。

**(問 17) 公共補償基準要綱第 8 条に規定する建設費に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 既存公共施設等の機能回復を現物補償により行う場合において、既存公共施設等の管理者が当該補償工事の施行時期に減耗分相当額を負担することができないときは、あらかじめ協議を行い起業者において減耗分相当額を立て替えて当該工事を施行することができる。
- 2 既存公共施設等が分割等されることにより、その全部に相当する代替の公共施設等を建設しなければ機能回復が困難となる場合であっても、当該施設の管理者は当該施設等の全部を建設するのに要する費用を請求することはできない。
- 3 既存公共施設等の機能回復が代替の公共施設等を建設することにより行われる場合において、代替の公共施設等を建設するために必要な費用については、原則として、既存公共施設等と同等の公共施設等を建設することにより機能回復を行う費用とする。
- 4 既存公共施設等の機能回復に要する費用を補償する場合は、当該公共施設等を建設するために必要な費用から、既存公共施設等の処分利益及び既存公共施設等の機能の廃止の時点までの財産価値の減耗分を控除した額を補償する。

**(問 18) 公共補償基準要綱第 16 条に規定する自然施設の損壊に対する費用の負担及び第 17 条に規定する工事の施行に伴う公共施設等の損傷等に対する費用の負担に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 公共事業の施行による起業地外の自然施設損壊に対しては、起業地内の自然施設の損壊と同様に扱うことが必要であると客観的に認められても、起業地内に準じて扱うことはできない。
- 2 自然施設の損壊に対する必要最小限度の費用の負担は、当該代替施設の機能が従前の自然施設の機能を上回る場合、当該施設を上回る部分についても負担しなければならない。
- 3 公共事業の施行により起業地外の公共施設等の損傷等で社会通念上受忍の範囲をこえるものが生ずる場合において、当該公共施設等の管理者又は地方公共団体が機能を維持するための補修、模様替え等を行うときは、公共事業の起業者は、必要な最小限度の費用を負担することができる。
- 4 自然施設の損壊に対する費用を負担する場合の必要な最小限度の費用とは、技術的、経済的に最小限度の施設の建設に要する直接工事費及び間接工事費の総額をいう。

**(問 19) 国営土地改良事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 建物等の所有者に受忍の範囲を超える損害等が生じた場合に負担する費用は、原則として、損害等が生じた建物等を従前の状態に修復し、又は復元することに要する費用とする。この場合における修復方法または復元方法は、建物等を改造する方法により行うものとする。
- 2 起業地の周辺地域の建物等の所有者又は使用貸借若しくは賃貸借による権利に基づき建物等を使用する者から地盤変動による建物等の損害等の発生申し出があったときは、地盤変動による損害等と工事の因果関係について、速やかに調査を行わなければならない。
- 3 地盤変動による損害等が他の工事等の施行に係るものと複合して起因していることが明らかでない場合は、当該工事等の施行者と損害等に係る費用の負担割合等について協議をしなければならない。
- 4 地盤変動の原因等の調査及び損害等が生じた建物等の調査の結果等から、国営土地改良事業に係る工事の施行により発生したと認められる地盤変動により、建物等の所有者に受忍の範囲を超える損害等が生じた場合においては、当該損害等をてん補するために必要な最小限度の費用を負担することができる。

**(問 20) 事業損失の諸対策に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 発生源対策とは、事業損失の防止対策が講じられたにもかかわらず損害等が発生した場合は、それを補填することや今後継続する損害等を軽減、除去又は予防するための費用を支払うこと等、被害者の被る損害等を補填することをいう。
- 2 構造、工法上の対策とは、公共施設の構造、工法等に十分な配慮を払って、損害等の防止又は軽減に努め事業損失の程度を最小限に押さえる方策であり、例えば、工事中の騒音・振動等について、工法及び使用機械の変更、消音器の取付け等を講じることをいう。
- 3 施設内対策とは、事業損失の発生の原因を発生源で除去又は軽減を図るもので、例えば、工事施行中における適正な工法、使用機械の選択及び作業時間等の検討を行うことをいう。
- 4 補償対策とは、公共施設の使い方いかんが事業損失の発生に重大な影響を与えるため、施設の使用の方法を、自己規制を含めて規制することにより、事業損失の発生の原因を軽減又は除去することをいう。

(令和 6 年度)

# 問 題 3

(注意事項)

- ① 答案用紙は、別にあります。
- ② 最初に答案用紙に「受験番号」を記入してください。





**問題3 土地収用制度及び用地調査等請負業務の基本的事項に関する以下の問に対して、正しい答えの番号を答案用紙に記入してください。**

**(問1) 土地収用制度及び収用適格事業に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 土地等の強制取得に関する法律制度としては、土地収用法のほか、特別法として道路法、河川法及び土地改良法等がある。
- 2 土地収用法第3条各号に掲げる事業を施行する上で必要不可欠な工事用道路、土捨場、資材置場等の設置に関する事業は、附帯事業と呼ばれ収用適格事業となる。
- 3 収用適格事業の事業主体は、国や地方公共団体に限定され、営利を目的とする会社等が行う鉄道、電気工作物、ガス工作物に関する事業の場合、収用権は認められない。
- 4 土地収用法第3条各号の一に該当する事業であれば、その利益を受ける者が非常に限定される場合であっても収用権は認められる。

**(問2) 土地調書及び物件調書の作成に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 起業者は、土地所有者及び関係人（過失なくして知ることができない者を除く。）を立ち会わせて上、土地調書及び物件調書に署名押印（以下単に「署名押印」という。）させなければならない。
- 2 土地所有者及び関係人のうちに署名押印を拒んだ者又は署名押印をすることができない者があるときは、起業者は、市町村長の立会及び署名押印を求めなければならない。
- 3 上記2の場合で、市町村長が署名押印を拒んだときは、都道府県知事は、起業者の申請により、当該都道府県の職員のうちから立会人を指名し、署名押印させなければならない。
- 4 土地所有者及び関係人が著しく多数となり、かつ権利者一人当たり補償金が僅少であるような通常の想定を越える場合において、起業者は当該地を管轄する家庭裁判所に財産管理人の選任を申し立て、選任された財産管理人の立会及び署名押印を求めなければならない。

**(問3) 事業認定の効果に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 関係人とは、収用又は使用に係る土地に関し所有権以外の権利を有する者等をいうが、事業認定の告示後に当該権利を承継した者は含まれない。
- 2 収用し若しくは使用する土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の額は、権利取得裁決時の価格により算定される。
- 3 事業認定によって起業者に、土地等を収用する権利が与えられることとなり、起業地が確定される。
- 4 起業者は、都道府県知事の許可がなければ事業準備のため又は土地調書及び物件調書作成のため、土地等に立入り測量又は調査を行うことができない。

**(問4) 事業認定申請における事業説明会に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 事業説明会の開催は、土地所有者・関係人が一人の場合は個別に説明し、省略することができる。
- 2 事業説明会の開催通知文書の配布方法は、郵送、電報、職員による直接交付及びFAXとすることができる。
- 3 事業計画が確定したものとして説明した後、これに変更があった場合でも、再度の説明会を開催する必要はない。
- 4 事業説明会の開催通知を要する相手方は、権利の提供に同意していない権利者が対象となり、起工承諾者には通知する必要はない。

**(問5) 収用又は使用の裁決の効果に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 起業者は、裁決において定められた権利取得の時期又は明渡しの期限から起算して10日以内に裁決に係る補償金等の払渡し等をしなければならない。なお、払渡し等をしなかったときは、裁決はその効力を失う。
- 2 土地を収用するときは、権利取得裁決により定められた権利取得の時期において、起業者は、当該土地の所有権を取得し、その土地に関するその他の権利は消滅し、差押え等の効力は失われる。
- 3 土地を使用するときは、権利取得裁決により定められた権利取得の時期において、起業者は、裁決で定められたところにより、当該土地を使用する権利を取得する。
- 4 明渡裁決があったときは、土地及び土地にある物件の占有者は、裁決に定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引渡し、又は物件を移転しなければならない。

**(問6) 用地調査業務における管理技術者及び照査技術者に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理及び成果物の検証を行わなければならない。
- 2 管理技術者は、監督職員が指示する関連ある用地調査等業務の受注者と十分協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 3 照査技術者は、土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 4 照査技術者は、全ての照査が完了した段階で、検証・照査済一覧表に取りまとめ、照査技術者の責めにおいて記名の上、発注者に提出しなければならない。

**(問7) 用地調査業務における安全の確保に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 受注者は、屋外で行う用地調査等業務に際しては、用地調査等業務の関係者だけでなく、権利者並びに付近住民、通行者及び通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、特別仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施中に事故等が発生した場合には、直ちに労働基準監督署に報告するとともに、労働基準監督署が指示する様式により事故報告書を速やかに労働基準監督署に提出し、労働基準監督署から指示がある場合はその指示に従わなければならない。
- 4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

**(問8) 用地調査業務における個人情報の取扱いに関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、用地調査等業務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 2 受注者は、用地調査等業務の従事者に対し、在職中に限り本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 3 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないが、本業務が完了し、又は解除された場合はこの限りではない。
- 4 受注者は、用地調査等業務の実施のため個人情報を取得する場合は、個人情報を発行する機関に対しては利用目的等を明示し広範囲に情報収集するが、本人に対しては利用目的等を知らせてはならない。

**(問 9) 土地等への立入り等に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 受注者は、用地調査等業務を実施するため国有地、公有地、私有地又は建物等に立入る場合には、当該地又は当該建物等の管理者及び所有者と十分な協議を保ち用地調査等業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。
- 2 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際して管理技術者はこれを一括して常に携帯しなければならない。
- 3 受注者は、立入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。
- 4 受注者は、用地調査等業務の実施のため植物、かき、さく等を除去する場合には、あらかじめ当該物件の所有者に了解を得た上で監督職員に報告し除去するものとする。

**(問 10) 土地及び建物の登記記録の調査が完了した後に行われる権利者の確認調査に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、当該市町村の固定資産課税台帳を基に調査を行わなければならない。
- 2 権利者の確認調査を行う場合で、権利者が法人以外であるときの調査項目は、戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票の交付を受けて権利者の氏名、住所及び生年月日等を調査する。
- 3 権利者の確認調査を行う場合で、権利者が法人であるときの調査項目は、商業登記簿、法人登記簿等の交付を受けて法人の名称、主たる事務所の所在地並びに法人を代表する者の氏名及び住所等を調査する。
- 4 権利者の確認調査に伴い戸籍簿等の交付を受ける場合は、受注者が交付申請書等を作成し、発注者は送達及び証拠書の受取りを行い、当該書類を受注者に引き渡すものとする。

**(問 11) 登記資料収集整理等に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 登記資料収集整理とは、土地等の取得又は権利設定等に伴い、土地改良法等で規定する登記に必要な資料等の収集整理を行うことをいう。
- 2 登記資料収集整理作業においては、取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部で分筆を必要とする場合又は地積の更正等が必要と認められる場合には、地積更正図（案）及び土地分筆図（案）等を作成するものとする。
- 3 受注者は、土地等の取得又は権利設定等の登記に必要な資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、監督職員と協議し、指示を受けなければならない。
- 4 受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所に対し登記嘱託書を提出し、管轄登記所がこれを受理したときに、登記資料収集整理作業は完了となる。

**(問 12) 建物等の調査に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木等について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。
- 2 建物等の調査に当たっては、調査時、建設時又は大規模な増改築時における当該建物又は工作物につき土地改良補償要綱第 26 条第 2 項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査する。
- 3 立毛は、権利者ごとに水稻、陸稲、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、その区域に栽培されている農作物について、栽培形態等を調査する。
- 4 調査対象の建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時においては法令に適合しないと認められた場合には、補償不要となるため調査を打ち切る。

**(問 13) 土地評価に関する記述のうち、適当なものはどれか。**

- 1 土地評価とは、取得等する土地の現状を適正に評価した取引価格を算定する業務をいい、不動産の鑑定評価に関する法律第2条で定める「不動産の鑑定評価」もこれに含まれる。
- 2 取得等する土地の評価は、近隣地域の標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成する。
- 3 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺地域を踏査し、当該区域の公共施設への接近性を調査するとともに、土地評価に必要となる不動産鑑定士の所在図を作成する。
- 4 取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき1事例地を収集し、当該事例地の所在、地番、地目、面積及び取引年月日、取引価格等を整理の上、取引事例地調査表を作成する。

**(問 14) 補償説明に関する記述のうち、不適當なものはどれか。**

- 1 補償説明とは、土地等の取得及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明を行うことをいう。
- 2 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握する。
- 3 権利者に対する説明を実施するときは、事前に連絡を取り、日時、場所及び相手方の人数を確認し、権利者と同じ人数で面接により行う。
- 4 受注者は、権利者等が説明を受け付けない、又は発注者の事業計画、補償説明若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受ける。

**(問 15) 写真台帳に関する記述のうち、不適当なものはどれか。**

- 1 受注者は、「建物等調査」、「営業調査」、「移転工法案の検討」、「土地評価」、「地盤変動影響調査等」、「完了図書の作成」及び「阻害要因の調査及び処理方針の作成」に定める調査等と併せて写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成する。
- 2 建物等調査及び営業調査に定める調査等と併せて行う写真撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
- 3 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入する。
- 4 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載する。